

令和5年度放課後児童に対し久喜市学童保育運営協議会が提供する保育

(令和5年3月31日理事長決裁)

I 生活を保障する居場所

1 安全な居場所

(1) 放課後児童の所在を確認する保育

- ア 登室時、おやつ前、外遊び後等に人数を確認する。
- イ 無断欠席の場合には、保護者や学校等に連絡し、所在を確認する。
- ウ お迎えの方の確認を行う。いつもの人と違う場合は、保護者に確認する。
- エ 登室時刻、お迎え時刻を出欠簿に記入する。

(2) 放課後児童の健康状況の把握等に努める保育

- ア 子ども達の体調管理に努め、登室時やおやつ前、外遊び前等に子どもへの問いかけを行うとともに、顔色、表情等の観察を行う。必要があれば検温等を行う。
- イ すり傷等の傷病を速やかに発見する。
- ウ 登室時、おやつ前、外遊び後等に手洗、うがいを励行する。
- エ 換気を行うとともに、エアコン等を活用して、適切な室温を保つ。
- オ 汗、汚れ等に伴い、必要に応じて衣服を着替えさせる。
- カ 外遊びの服装（薄着、厚着、着帽等）に注意する。
- キ 水分補給のため、麦茶等を常時用意する。
- ク インフルエンザ流行時等、必要に応じて、マスク着用を励行する。
- ケ アレルギー等の症状のある子どもを把握し、対応する。
- コ インフルエンザ等感染症の疑いのある子ども、罹患している子どもは保育しない。

(3) 放課後児童の怪我等に対応する保育

- ア 怪我をした時の応急措置や連絡体制などを職員間で共有するとともに、保護者に周知する。
- イ 事故（怪我及び問題事象）発生時対応マニュアルに従い対応する。

(4) 安全な遊び場を提供する保育

- ア 登室前に、室内、室外の遊び道具等の安全点検を行い、安全な遊び場を確保する。
- イ 必要に応じて、施設設備や遊び道具等の修理・修繕を行う。
- ウ 遊びの前、遊びの中で危険を知らせる。
- エ 刃物等を、子どもの目の届かないところに置く。
- オ 洗濯機の電源を切る、ガスコンロの元栓を締める等安全管理に努める。

(5) 保育室等の環境を守る保育

- ア 感染症等対応マニュアルに従い、保育室等の衛生管理を行う。

(6) 災害発生時の安全な居場所確保に努める保育

- ア 災害時対応マニュアルに従い対応する。
- イ 年2回以上、水害・避難訓練、防犯訓練を実施する。
- ウ 月1回以上、AED点検、使用方法の確認を行う。

エ 月1回以上、非常口、避難経路に避難の妨げとなるもの等が置かれていないか等の確認を行う。

2 安心感のある居場所

(1) 放課後児童を心から迎える保育

- ア 子どもに声かけをする。
- イ 子どもの良いところを見つけて褒める。
- ウ 子どもと一緒に共感する。

(2) 放課後児童のところに寄り添う保育

- ア 子どもの気持に寄り添い話を聞く。
- イ 子どもの気持を尊重しつつ、声、意見を受け止める。
- ウ 寄せられた子どもの声などを、職員間で共有し、必要に応じて対応する。

(3) 放課後児童におやつを提供する保育

- ア 協議会が定めた「おやつに関する基本的事項(栄養、熱量、安全・衛生、食物アレルギー対応等)」に基づいたおやつを提供する。
- イ おやつに食育の基本理念(心身の健康・豊かな人間形成、感謝の念と理解、体験活動、伝統的な食文化等)視点を取り入れる。

(4) 障がいのある子どもや外国籍の子ども、両親のいずれかが外国出身の子ども、日本語の分からない子ども、LGBT(性的少数者)などの、いわゆるマイノリティー(少数派)に属する子どもへの人権に配慮した保育

- ア 必要に応じて支援員等を加配し、援助を行う。
- イ 障がいについての理解や知識を深め、適切な支援ができるよう必要な技能等を習得する。
- ウ 言動等に注意を要する子ども、何らかの支援を要する子どもへの対応等について、職員間で情報を共有して対応する。

II 生活を援助する居場所

1 生活を守る居場所

(1) 放課後児童個々の気持を理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育

- ア 協力し合う遊び、譲り合う遊び、集団遊びの楽しさを説き、喧嘩その他トラブルの仲裁をする。
- イ 喧嘩やその他のトラブルを起こさない環境づくりを行う。
- ウ トラブルがあった時には、子ども同士で話し合える場を設けるなど、子ども同士の良好な関係が築けるように取り組む。
- エ トラブルがあった時、何がいけなかったかを子ども自身が気付けるように、子どもと向きあう。

(2) 放課後児童個々の生活スタイルを守る保育

- ア 遊び方を指定しない。
- イ 遊ぶための子どものルールを尊重する。
- ウ 遊びを広げる工夫をする。

- (3) 宿題ができる保育
 - ア 宿題ができる環境を作る。
 - イ 宿題を行うよう働きかける。
 - (4) 子どもの暴力、いじめ等反社会的行為を発生させない保育
 - ア 「悪い言葉づかい」や「人を傷つける言葉や行動」などを行わせない。
 - イ 暴力やいじめ等の反社会的行為の発生を未然に防止する。発生した場合は対応マニュアルに従い速やかに対応する。
 - (5) 児童虐待等に対応する保育
 - ア 児童虐待の早期発見に努める。
 - イ 児童虐待発見時に、事務局に連絡し関係機関と連携を図るなど、児童虐待発生時行動マニュアルに従い対応する。
 - (6) 約束やルールを守り、社会通念上必要な知識を身につける保育
 - ア ルールを守る必要性を説き、学童クラブの「お約束ごと」を守るよう促す。
 - イ 「おはようございます」「ただいま」「さようなら」などのあいさつを促す。
 - ウ 片付けの習慣を促す。
 - エ 「有難う」「ごめんなさい」が言える環境を作る。
 - オ 遊具や机など、施設及び備品の大切さを認識させる。
- ## 2 遊びのある居場所
- (1) 共に遊ぶ保育
 - ア 集団の遊びを取り入れる。
 - イ 遊びの喜びを共に分かち合う。
 - (2) 楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育
 - ア 興味がわくような遊具や行事を用意する。
 - イ 新しい遊びを取り入れる。
 - ウ 遊びを通して仲間作りを促す。
 - (3) 異学年間で交流できる遊びを提供する保育
 - ア 異学年間で交流できる遊びを提供する。
 - (4) 個々の遊びを発展させる保育
 - ア 興味がわくような遊具や行事を用意する。(再掲)
 - イ 発達段階に合わせた遊びを行う。
 - ウ チャレンジできる遊びを用意する。
 - エ 遊びに熱中できる環境を作る。
 - オ 「一緒にあそぼう」と言える環境を作る。
 - カ 本に親しむ環境を作る。
- ## 3 成長を見守る居場所
- (1) 主体的に活動できる保育
 - ア 行事やクラブのルールなどに、広く子どもの意見を求める。
 - イ 子どもの自主性や主体性を伸ばす遊びや行事を行う。

ウ クラブ内の役割を子どもにも担わせるなど、子どもが主体的に参加できる環境づくりを行う。

Ⅲ 保護者等と連携を図る居場所

1 保護者と連携を図る居場所

(1) 保護者に子どもの様子を伝え、聞く保育

ア お迎え時に、学童での様子を伝え、家庭での生活状況を聞く。

イ 保護者にとって見やすく、分かり易い「クラブだより」を毎月発行する。

(2) 保護者からの要望等に対応する保育

ア 保護者が、相談しやすい環境づくりを行う。

イ 苦情処理マニュアルに従い、保護者からの要望・苦情等に迅速かつ適切に対応する。

ウ 保護者からの意見・苦情・相談内容について、職員間で共有し対応する。

(3) 保護者と話し合える保育

ア 保護者の意見に耳を傾け、必要な対応を行う。

イ 共催保護者会に出席し、クラブ内の子ども達の様子を積極的に伝えると共に意見交換する。

2 学校等と連携を図る居場所

(1) 学校等との連絡・連携を図る保育

ア 学校での子ども達の様子を聞く。

イ クラブでの子ども達の様子を話す。

ウ クラブの児童名簿や「クラブだより」を学校に渡し、学校から行事予定等をもらう。

エ クラブ内で発生した問題について、必要に応じて、学校等と連携を図り対応する。

オ クラブの行事に、学校の先生方が参加されるよう声かけをする。

②地域や関係機関と円滑な関係を保つ保育

ア 「放課後子ども総合プラン」の趣旨（全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる）を踏まえ、放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）の活動プログラムに参加する。

イ 夏休み等に、地域の行事への参加や工作、昔遊びなどを通して、地域の方と交流を図る。

ウ 地域のボランティア団体の活動を受け入れる。